

第17回

南丹市都市計画審議会

議事録

1. 開催日時	令和2年3月24日(火) 午前10時00分から午前10時40まで
2. 開催場所	南丹市役所2号庁舎3階 301会議室
3. 議案	1ページ
4. 資料別添	資料一式
5. 委員の出席状況	2ページ
6. 説明員及び関係職員	3ページ
7. 議事顛末	4ページ

議 案

1. 審議案件

説明 区分	議案 番号	件 名	概 要
	1	南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）について	

委員の出席状況

全委員数 19名
出席委員数 17名
欠席委員数 2名

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員

《学識経験者》

ひゅうが すすむ 日向 進	京都工芸繊維大学名誉教授	出
やまぐち ひとし 山口 均	学校法人二本松学院 理事	出
のなか けんいち 野中 健一	一級建築士	出
ひぐち たかし 樋口 孝司	西日本旅客鉄道株式会社園部駅駅長	出
おおさわ やすかず 大沢 泰一	南丹市農業委員会会長	出
かきむら かずお 垣村 和男	行政経験者	出

《市議会議員》

たにじり のぶお 谷尻 宣雄	南丹市議会議長	出
にしむら よしたか 西村 好高	南丹市議会総務常任委員長	出
たにじり まさし 谷尻 昌史	南丹市議会産業建設常任委員長	出

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員

《関係行政機関》

きむら よしじ 木村 義二	南丹市教育長	出
------------------	--------	---

《京都府関係》

とよふく きよゆき 豊福 淳之	京都府南丹広域振興局企画総務部長	欠
きむら あつし 木村 淳	京都府南丹広域振興局建設部長 京都府南丹土木事務所長	出
くどう めぐる 工藤 巡	京都府南丹警察署長	出(代理)

《市民》

まつもと じゅんいちろう 松本 純一郎	公募	出
いぬいし けいいち 犬石 圭一	公募	出
いじり ゆういち 井尻 祐一	公募	出
まえだ としみち 前田 利通	公募	出
よしだ たかのぶ 吉田 孝信	公募	出
やまうち のりこ 山内 紀子	公募	欠

南丹市長

西村 良平

・説明員

南丹市土木建築部長

柴田 建司

〃 〃 都市計画課長

井尻 浩史

・事務局

南丹市土木建築部長

柴田 建司

〃 〃 都市計画課長

井尻 浩史

〃 〃 〃 課長補佐

宅間 俊之

〃 〃 〃 計画係 係長

齋藤 友宏

〃 〃 〃 〃 主事

木村 幸裕

〃 〃 〃 〃 主事

荒木 將吉

発 言 者	発 言 内 容 等
(1) 開会	
事務局 (柴田部長)	<p>皆様おはようございます。定刻前ではございますが、ご連絡をいただいております方を除きまして全員ご出席いただいておりますので、ただ今から第17回 南丹市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、土木建築部長の柴田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、本日大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>最初に、委員の皆様にお断りをさせていただきます。</p> <p>本日の審議会につきまして、会議録を作成するため録音等をさせていただきますので、ご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、南丹市では廃プラスチックによる海洋汚染防止及び使い捨て容器による環境資源を抑制する観点からペットボトル飲料等の提供を取り止めることとなりました。委員の皆様方におかれましては、この趣旨をご理解いただきますとともに、今後の都市計画審議会をはじめ市開催の会議や審議会にご出席の際にはマイボトルなどをご持参いただければありがたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
(2) 委員の交代についての報告	
事務局 (柴田部長)	<p>それでは審議会の開催に先立ちまして、委員の交代がございましたので報告させていただきます。</p> <p>まず、本年2月の南丹市議会役員改選に伴いまして都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員で、市議会議員として委嘱させていただいております3名の方々のうち2名についての委員の交代がございました。</p> <p>まず南丹市議会議長 谷尻宣雄様でございます。よろしくお願いいたします。</p>
谷尻宣雄委員	<p>皆様おはようございます。ただ今ご紹介をいただきました谷尻宣雄でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>続きまして南丹市議会総務常任委員長 西村好高様でございます。</p>
西村委員	<p>おはようございます。市議会議員の西村です。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>続きまして、人事異動に伴い都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営を定める政令第3条第2項に基づく委員で「関連行政機関もしくは京都府の職員」として委嘱させていただ</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田部長)	<p>いております4名の方々のうち、2名について委員の交代がございました。</p> <p>まず、京都府南丹広域振興局建設部長 兼 京都府南丹土木事務所長 木村 淳様でございます。</p>
木村淳委員	<p>南丹土木事務所 木村でございます。どうかよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>続きまして、京都府南丹警察署署長 工藤 巡様でございます。工藤様につきましては、本日公務により代理として元野貴子様にご出席いただいております。</p>
工藤委員 (代理：元野氏)	<p>南丹署長 工藤の代わりとして本日来させていただきました。交通課の元野といいます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>交代をいただきました委員の皆様には令和2年10月9日までの期間大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひをいたします。</p>
(3) 職員等紹介	
事務局 (柴田部長)	<p>審議会の開催にあたりまして、本日出席しております理事者及び事務局であります都市計画課の職員を紹介させていただきます。</p> <p>西村 良平 南丹市長でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 課長 井尻でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 課長補佐 宅間でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 計画係長 齋藤でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 主事 木村でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 主事 荒木でございます。</p> <p>それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。</p> <p>本日17名の委員の出席をいただいております。南丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、「委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。</p> <p>過半数の出席をいただいておりますので、要件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。</p>
(4) 市長あいさつ	
事務局 (柴田部長)	<p>それでは、ただいまから開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、西村市長がごあいさつを申し上げます。</p>
西村市長	<p>それでは、自席からではございますが、一言皆様方にお礼、またお願ひのごあいさつをさせていただきたいと思ひます。</p> <p>今日の新聞の一面では、東京オリンピックが通常の形で開催できず、延期が濃厚であるというような記事が出ておりましたが、世界各地ではいま物凄い勢いで加速度的にコロナウィルスの拡散が起こっておりますでございます。日本におきましても中々止まらないという状況でございますが、この南丹市では現在のところ感染者はなく、また関係医療機関でございます中部総合医療センターでもただいま</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
西村市長	<p>のところ搬送された患者の方はないということですが、いつ市内で感染が起こるか毎日ヒヤヒヤ、ドキドキでございます。どうぞ皆様方にもなかなか注意はしにくいわけでございますが、感染防止のためにそれぞれの手洗いやマスクなどの日常的な取り組みをお願い申し上げます。どうぞお元気で収束まで何とか迎えられたらと思っておりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。</p> <p>先般、南丹市の都市計画審議会に諮問をさせていただきました。その内容は後ほどご審議いただくわけでございますが、それを議論するために第17回の南丹市都市計画審議会を開催いただきましたこと心からお礼を申し上げますし、こんな時期で、ましてや日中の皆様方それぞれお忙しい方ばかりでございますのにお集まりを賜りましたことを心から感謝を申し上げます。</p> <p>本日ご審議いただく内容につきましては、生産緑地地区の変更の案件となるわけでございますが、ご承知のように生産緑地の制度については都市農地の良好な部分と市街地の環境を向上させるためということで設定されているわけでございますが、なかなか農業後継者問題、これは都市農地だけではなく地域全域にわたって、担い手不足のために維持が難しい状況になっておりますし、市街地だけの問題でなく南丹市全体の問題としても、我々はこれからこの課題については取り組みを進めていかななくてはならないというふうに考えておるところでございます。</p> <p>そういった中で、今般その生産緑地地区の変更について、やはり農業の維持継続が困難であるという理由で、その地区の見直しについてお諮りをさせていただいておるところでございますので、皆様方にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようによろしくお願いたしたいというふうに思います。</p> <p>市長に就任させていただいてポツポツと、話は変わるわけではございますが、工場用地が入るかという連絡を随分いただいております。10ヘクタールの話もございますし5ヘクタール、あるいは面積1万㎡以下の話もございますが、現在京都市内あたりから製造業を中心にして工場用地を探しておる事業所がものすごくたくさんございます。そんな中で、南丹市にも新光悦村という京都府にお世話になりました工業団地があるわけでございますが、なかなか数が限られておることによってまた少し小さすぎるということ、区画が合わないということで、その小さな区画もほぼ見通しが立ってきておる状況の中で新たな企業立地の場所を作っていく必要がございます。その手法については京都府の方にも色々ご相談をさせていただき、線引きの見直しとかという時代ではないと。現在はコンパクトシティを目指す、コンパクトな街づくりを進めているといった中でも市街地にまとまった土地がないという中で、地区計画の手法を用いましてこれから南丹市も市街化調整区域の一部におきまして農地として十分な活用なりができていない所も含めまして、新たな企業立地の土地づくりということを構想して参りたいというふうに考え、既に市内では地区計画についての勉強会もスタートさせ、この年度内に2回目の勉強会を進めていき、そして京都府さんにも色々指導をいただきながら無理のないとこ</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
西村市長	<p>ろで合法的に、そして市の発展のために有用な、限られた場所ではございますがそういったものを形成していきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>今後皆様方には、いずれそういったことについてもご相談をさせていただかなければならない、ご審議を賜らなければならぬ機会があるかと思っておりますが、どうぞ併せてよろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日は誠にとお世話になります。ありがとうございます。</p>
(5) 会長あいさつ	
事務局 (柴田部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日向会長からごあいさつを頂戴したいと思います。</p>
日向会長	<p>失礼します。</p> <p>今のご挨拶にもありましたように、このところは新型コロナウイルスの関係で中止になる会議もあつたりするんですけども、本会は予定通りの開催となりまして、こちらで計画しておられた案件が遅滞なく進んでいくことになろうと思っております。</p> <p>実は、今日午後から私の個人的なことですけれども、別の審議会が、美山町の北地区で伝統的建造物群保存地区保存審議会が開催されるんですけども、こういう状況の中で会議室ではなくて地区内を歩きながら意見交換をしましょうということになっております。この頃こういった会合でもなるべく時間を短くして進めてくださいねということではありますけれども、それはそれとしてしっかりと意見交換・審議をいただいてきちんと進めていきたいと思っておりますので、今日はどうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日審議いただく案件につきましては、令和2年2月3日に西村市長から日向会長へ諮問させていただいております。</p> <p>ここで、西村市長につきましては、公務の都合上、退席させていただきますことをご了承いただきたく存じます。</p>
西村市長	<p>どうぞよろしくお願ひいたします。失礼いたします。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>審議に入ります前に、資料の確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>開催通知と併せまして、今回の市長から審議会に対しましての諮問書の写し、次第、議案書を送付させていただきました。皆さん、本日も持ちいただいておりますでしょうか。</p>
(6) 議案の審議	
事務局 (柴田部長)	<p>それでは、議案の審議に移らせていただきます。南丹市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が兼ねるとなっておりますので、日向会長、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
日向会長	<p>それでは改めまして、ご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。本日の審議事項は1件でございます。</p> <p>それでは議事に入ります前に、本日の審議会の議事を記録いたしますので、議事録署名人をお願いする委員さんお二人を指名させていただきます。</p> <p>犬石圭一委員さんと谷尻昌史委員さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
議案第1号 南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）について	
日向会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (井尻課長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案の説明に入ります前に若干お時間をいただきまして、生産緑地地区についてのご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>都市計画において、市街化区域は市街化を促進する区域でございますが、農地においても宅地化すべきものとされております。しかしながら、市街化区域内で古くから農業を営まれている方も多くございまして、農地としての存続を求める声が出るとともに、社会的要請として市街地に一定の緑地を保全することが求められました。そのため、国におきましては平成3年の生産緑地法改正によりまして、市街化区域内での良好な都市環境の形成を目的として計画的に保全する農地と宅地化する農地に分けまして、保全する農地を「生産緑地地区」として指定することといたしました。</p> <p>南丹市におきましては、近畿圏整備法の近郊整備区域に位置しておりまして、合併により市政へ移行したことによりまして、地方税法上の取り扱いが特定市となったために市街化区域内の農地が宅地並課税となりましたが、生産緑地地区の指定を受けることによりまして農地課税となるなど税制上の優遇措置がございます。</p> <p>一方、指定後30年間は農地として管理することが義務付けられておりまして、土地所有者の都合で廃止できない制度となっております。そのため生産緑地地区内では、主たる従事者が死亡した場合や農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合などを除きまして、原則として指定後30年間は建築物などの建築や宅地造成等ができないなどの制限が課せられます。</p> <p>南丹市では平成22年に71地区、約9.9ヘクタールを生産緑地地区として都市計画決定いたしまして、その後平成23年・平成27年の一部変更決定を経て、現在72地区、約10.05ヘクタールを生産緑地地区として指定をいたしております。</p> <p>それでは議案第1号「南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）について」ご説明を申し上げます。</p> <p>本件につきましては生産緑地法第14条の規定により、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたため、既に生産緑地地区として指定している地区のうち、地区番号10と11の2地区を廃止するものでございます。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (井尻課長)	<p>先ほどもご説明いたしましたとおり、生産緑地地区は土地所有者の都合で廃止することができない制度となっておりますが、生産緑地法第10条において、指定後30年が経過した場合又は主たる従事者が死亡した場合や農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に、市長に生産緑地地区の買取りを申し出ることが可能とされています。本件につきましては、医師の診断により営農の継続が困難であると認められる者から生産緑地地区の買取り申出がございましたが、買取りの希望がなく、申出の日から起算いたしまして3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定によりまして生産緑地地区内における行為の制限が解除されたものでございます。行為の制限が解除されたことにより宅地造成等が可能となり、生産緑地地区としての機能が失われるため生産緑地地区を廃止することとなりました。</p> <p>なお、今回の変更によりまして生産緑地地区は2地区廃止いたしまして70地区、生産緑地地区面積は約0.41ヘクタール減少いたしまして約9.64ヘクタールとなります。</p> <p>本件の変更案につきましては、事前に京都府南丹土木事務所との協議及び南丹市農業委員会への意見照会を行っておりまして、特に支障がない旨の回答をいただいております。</p> <p>また、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定におきまして、令和元年11月18日に公告をいたし、同日より12月2日までの2週間の間縦覧に供したところ、縦覧者及び意見書の提出ともにございませんでした。</p> <p>以上が議案第1号「南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）について」の説明でございます。</p> <p>何卒慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
日向会長	<p>ただいま事務局から説明がありました件について、ご意見ご質問などはございませんでしょうか。</p>
井尻委員	<p>失礼します。少し不明な所がございましたので、事務局の方からご返答いただくようにお尋ねさせていただきます。資料の末尾、南丹都市計画図（南丹市）4に今回の箇所が色抜きで表記されているというふうに解釈しております。ナンバー10及び11の5分割で5区に分かれた所の土地を表しているかと思いますが、オレンジ色のこのラインで示されている「都市施設」ということで道路かと思えます。これは既に計画として予定されているのかどうかということをお尋ねするということと、併せて大変細かいことで恐縮でございますけれども、地図の前のページに付いています指定箇所一覧の変更後に今回の審議内容のナンバー10・11の赤字で表記された箇所の地区廃止ということで面積値が棒線で抹消になっているところが対象かと思われまますが、それに合わせまして、生産緑地地区の通しナンバーは75ありまして、その中で欠番が12及び49で空欄になっておるかと思えます。私の勝手な解釈でございますけれども、ナンバー68「地区廃止」という形で備考欄に説明がありまして、面積値の実数がないものがございませんでしたので、この部分を加味して総地区数が70地区になるという説明でよいかと思うんですが、例えばその68という同じ地区の所で</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
井尻委員	<p>ありながらこの「地区廃止」で抹消された所、これからずっとこういう変更があれば「地区廃止」の形で一覧表から削除されていくのかと思いますけども、欠番も含めて事務方で整理される場合においてこういう抹消になった箇所がずっと残っていくものかどうか疑念がありましたので、説明の方よろしくをお願いします。</p>
事務局 (井尻課長)	<p>失礼いたします。</p> <p>今の井尻委員のご質問でございますが、まずお示しをいたしております南丹都市計画図（南丹市）4というカラー刷りA3の図面で、今回当該対象の10・11の地区の黄色に着色しております横のオレンジ色のラインは道路かどうかということですが、仰る通り道路でございますが、街路の計画が入っております。この八木西線という街路でございますけども、これにつきましては、都市計画の決定はされておまして今整備を進めておる段階でございます。それがまず一点のご質問の回答でございます。</p> <p>欠番の関係でございますけども、これにつきましては、生産緑地の認定を受ける際に申請は出てきたのですけれども、申請途中で辞退をされた、申請者が取り止めをされたということで、最初は通し番号を打っていたのですけれども、取り下げをされたということでその番号は管理番号表にそのまま残しておるということでございます。この表の形で今後整理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
西村委員	<p>説明ありがとうございました。市議会議員の西村です。2点お伺いいたします。</p> <p>1点目が、解除するための生産緑地地区の買取り申出の中に「農業の主たる従事者の死亡や農林漁業に従事することを不可能とさせる故障」というふうに書かれておるのですけれども、資料の一番裏の※に「農業に従事することを不可能とさせる故障とは」ということで書かれているのですけども、まず1点目お伺いしたいのが、これは診断書なり何らかの証明書の提出ということになっておるのかどうかということです。もう1点は、当然ながら今回の場合は違うんですが、亡くなった場合は生産緑地地区の相続ということで相続で引き継ぎ生産緑地の耕作等について引き継ぐことができるのかどうかということで、今回と直接関係ないのですけれども、その辺りお伺いしたいと思います。</p>
事務局 (井尻課長)	<p>失礼いたします。西村委員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず、今回故障で営農作業ができない程度になられたということで、それに関してこちらでも客観的に確認をさせていただく必要がございますので医師の方からの診断書をこちらに提出していただきまして、確認をさせていただいております。</p> <p>それと死亡された場合の相続の関係でございますけども、これにつきましては相続をして、引き継いでいただくことが可能でございます。以上でございます。</p>
日向会長	<p>それでは皆様からのご意見も出尽くしたようですので、議案第1号「南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）について」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
各委員	(異議なし)
日向会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案通り答申することといたします。なお、本日議事としてご審議いただきました議案につきまして、市長へ答申する必要があります。答申書につきましては原案通り答申するというので進めたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>答申書の作成につきましては、私と山口副会長で作成し、このあと市長へ答申させていただきます。</p>
その他報告事項について	
日向会長	それでは、次に「その他報告事項」について事務局から何かございますか。
事務局 (井尻課長)	<p>失礼いたします。</p> <p>引き続きまして事務局より提案させていただきます内容につきまして、都市計画審議会常務委員会の設置についてでございます。</p> <p>都市計画審議会は都市計画法第77条の2第1項におきまして、都市計画に関する事項を調査審議させるため市町村都市計画審議会を置くことができるとあります。これによりまして、各種の都市計画についてご審議をいただく場ということが示されているところであります。</p> <p>また、同法第19条第1項において、市町村は市町村都市計画審議会の議を経て都市計画決定するものとする規定されており、南丹市が決定権を有する都市計画及びその変更については全てこの南丹市都市計画審議会の議を経て決定することになっておりまして、今回の都市計画の変更につきましても当都市計画審議会でご審議いただき変更を行うことになっております。</p> <p>ただし、軽易なものにつきましては、同法第77条の2第3項において、市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるとありまして、その政令である都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営に関する政令第6条におきまして、審議会はその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができるものとするがあります。軽易な変更につきましては都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条及び第13条の2に定められております。例えば、名称の変更や市街化区域と市街化調整区域を区分するため河川や道路などを境として定めておりますが、河川工事などによりましてその位置の変更があった場合に伴う変更で、その変更に係る部分の面積が4ヘクタール(4万平方メートル)未満のものが軽易な変更になります。</p> <p>また、平成25年5月7日付け国土交通省の通知によりまして、生産緑地地区における行為の制限解除がなされた場合の都市計画の変更についてでございます。今回のような件でございますが、条例によりまして市町村都市計画審議会の権限に属する事項のうち軽易なものを処理する常務委員会を設けたうえで、当該委員会の調査審議を経ることにより決定することで足りることを各地方公共団体に通知するとされており、今回の審議案件であります行為の制限解除による生</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (井尻課長)	<p>産緑地地区の変更も軽易な変更に含まれております。</p> <p>特に生産緑地地区の変更につきましては、南丹市においては生産緑地の指定から10年が経過し、高齢化等に伴いまして主たる従事者の営農が困難である等生産緑地についての相談が増えてきております。今後生産緑地地区における行為の制限解除に伴う生産緑地地区の変更の件数が増加することが予想されます。</p> <p>このようなことから軽易な変更については、常務委員会でご審議をいただくことで、効率的な審議会運営が図れることから常務委員会を設置いたしたいと考えております。</p> <p>まずは南丹市都市計画審議会常務委員会の設置についてお諮りいたし、ご承認いただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
日向会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました件について、皆様からご意見ご質問はございませんでしょうか。</p>
日向会長	<p>ないと判断させていただきまして、ただいまご提案ありました南丹市都市計画審議会常務委員会の設置を承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
日向会長	<p>ではご異議なしと認めます。南丹市都市計画審議会常務委員会の設置を承認することといたします。</p>
事務局 (井尻課長)	<p>ただいま常務委員会の設置についてご承認を賜りまして誠にありがとうございます。常務委員会の設置につきましては、条例の改正が必要となることから南丹市都市計画審議会条例の改正案を議会の方にお諮りいたしまして、議決がいただけましたら改正後開催いたします都市計画審議会委員の選出の方をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上が事務局からの報告でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
日向会長	<p>全体を通しまして各委員から何かございますでしょうか。</p>
木村淳委員	<p>南丹土木事務所木村でございます。私は、職務上、南丹市さんの火葬場の整備について耳にすることがあるのですが、火葬場も都市施設ですので都市計画決定が必要になるかと思っております。この場で聞くのが正しいか分からないところもあるんですけども、それに関しましてどういったスケジュールというか都市計画決定に向けて動いておられるのか、もし言っていただけるようであれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>失礼いたします。ただいま木村委員からご質問がございました火葬場の関係でございますが、ただいま火葬場を含めまして主要地方道園部平屋線から進入をする必要がございますので、その進入路も含めまして現在詳細の設計を行っておるといような状況でございます。</p> <p>今後、徐々に地権者の皆さん、そして地域の皆さん方にご同意をいただく中で進めてまいりたいというふうに思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田部長)	<p>ご意見がございましたように本施設につきましては都市計画決定を打つ必要がございますので、この進み具合によりまして早期に決定をするべく事務も進めてまいりたいと思います。</p> <p>まだ時期的に何月何日ということはここでは申し上げられませんけれども、火葬場の早期建設に向けまして努力をしてまいりたいと考えております。</p>
日向会長	他にご意見等ございますでしょうか。
事務局 (柴田部長)	<p>ただ今、私の方で答弁させていただいた中に特に市道にかかります部分で、土砂災害防止法のレッドゾーンにかかっているということがございます。</p> <p>京都府さんとも十分協議・ご指導をいただく中でこの進めもしていかなければならない。様々な条件といいますか懸念事項もございますので、この辺りも十分に検討を進めてまいりたいと思います。</p>
日向会長	他にご意見等ございますでしょうか。
日向会長	<p>特段ご意見等がないというふうに判断させていただきます。それではこれをもちまして本日の審議日程は全て終了いたしました。少し早いですけれども、本日は慎重審議をいただき、また議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
(7) 閉会	
事務局 (柴田部長)	<p>日向会長どうもありがとうございました。本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。</p> <p>閉会にあたりまして、山口均副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
(8) 副会長あいさつ	
山口副会長	<p>失礼いたします。</p> <p>本日は各委員様におかれましては、年度末の多忙な時期にご出席を賜りましてありがとうございました。本日審議いただきました件につきましては、先程からも事務局からお話がありましたけれども、今後増加が予想される案件ではなかろうかというふうに思います。私ども委員としましては、この場で審議をいただく案件が、それぞれ今後の南丹市の街づくりのいい方向に向かっていけるようにという思いで各委員さんおっただけののではなかろうかと思っております。冒頭の市長の挨拶でもありましたけれども、今新型コロナウイルスの感染症の問題が言われております。各委員さんにおかれましては今後もそれぞれお身体に留意をいただきまして、ご協力ご理解を賜ればというふうに思っております。どうも本日はありがとうございました。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>山口副会長ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第17回 南丹市都市計画審議会を終了させていただきます。慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。</p>

議事録署名

上記のとおり第17回都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、下記のとおり署名し押印する。

令和2年 月 日

署名人

令和2年 月 日

署名人
